

よくある質問 Q&A

よくある質問を掲載いたします。その他の質問は、当財団までお問い合わせください。

1 交付の対象となる事業の要件について

Q1 交付の対象となる事業の要件としては、何が求められるのでしょうか。

A1 公募要領の「4. 補助対象事業の要件」(1) 補助対象事業の基本的要件、(2) 補助対象事業の要件に記載があるとおりです。要件については、一つでも漏れがあると不適合の判断とならざるを得ません。お手数ですが、応募いただく前に、記載等の漏れがないことを十分にご確認したうえで、応募ください。

Q2 補助対象経費の算定は、どのように行えばよろしいのでしょうか。

A2 補助対象経費とは、公募要領の「4. 補助対象事業の要件」の14) 交付の対象となる設備の範囲(P9)に規定する設備の設置に係る費用のうち、「別表第2」(P41)及び「別表第3」(P42)に規定する補助対象経費のことをいい、これに該当する費目を積算することで算出します。基本的に、補助対象経費に基礎工事や上屋等の土木建築に係る費用、設計費、廃棄費、申請費(行政手続費等)は対象外となります。事業全体分の総事業費が分かる表(P31)の形式で整理することが望まれます。

Q3 事業実施による効果の考え方を教えてください。

A3 補助事業者は、リチウム蓄電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備においては検知件数や除去件数、発火を検知し各設備(施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等)と連携・連動する一連のシステム機器においては発煙消火件数や発火消火件数、設備の使用状況等の効果を把握する必要があります(P26)。事業実施前は、実績データに基づく集計により整理し、事業実施後の目標としてはメーカー資料(検知試験結果等)を根拠とし、計算式を示す必要があります。

Q4 補助対象となる処理ラインが複数ある場合、1件の申請でまとめて申請することは可能でしょうか。また、その場合、事業効果の算定はラインごとに行う必要がありますか。

A4 1件の申請で複数ラインをまとめて申請することは可能です。ただし、事業効果についてはラインごとに整理して記載ください。

2 補助率について

Q5 補助率が1/2になるのは、どのような場合ですか

A5 公募要領の「3. 補助金の交付額及び補助事業期間」(P7)を参照ください。
中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の補助率は1/2とします。
(それ以外の者の補助率は1/3。)

3 応募について

Q6 二次公募に応募したいと考えているのですが、これは毎年必ず実施されますか。

A6 二次公募は、一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に剰余が生じた場合に限り応募を行います。従いまして、毎年必ず行われるものではありません。

Q7 補助事業で取得した設備に抵当権を設定し、融資を受けることはできますか。

A7 補助事業で取得した設備に抵当権を設定することは、財産処分に該当し、返済の見込みなどの観点から、事前に財団の承認が必要になります。